

はこだて
検定合格者
の会が案内



世界文化遺産北海道と北東北の縄文遺跡群

津軽海峡を守備した函館山砲台跡 と世界遺産 大船・垣ノ島遺跡

ツアーコード:Y1A222

【出発日】 2025年 6月18日(水)

【募集人員】 35名 【最少催行人員】 20名

【添乗員】 同行

【食事】 朝食1回・昼食2回・夕食0回

【バス会社】 中央バスグループまたは
道南バス・ドリーム観光バス

【宿泊】 函館／フレックスステイイン函館駅前
禁煙洋室(バス・トイレ付)

【旅行代金】 おとなお一人様

1名1室 36,800円
2名1室 34,800円



大船遺跡

太平洋をのぞむ段丘上に立地する拠点集落。竪穴建物、貯蔵穴、墓、盛土などが配置されている。祭祀場である大規模な盛土には、大量の土器・石器などが累積し、祭祀・儀礼が継続して行われていたことを示す。

垣ノ島遺跡

太平洋をのぞむ段丘上に立地する紀元前5,000年頃の集落跡。竪穴建物による居住域と墓域が分離したことを見出す。墓からは、この地域に特徴的な幼児の足形を押し付けた粘土版が副葬される例があるなど、当時の葬制や精神性を示す。

函館山砲台跡

津軽海峡を望む函館山は明治中期に要塞化が進められ、多数のレンガ壁・コンクリート掩蔽壕(えんぺいごう)跡・5つの砲台跡や観測所跡が残る。大規模な原状を残す軍事土木遺産は全国的にも例は少ない。終戦まで立入制限されたため、今も貴重な動植物の宝庫。ガイド付き見学

日程	スケジュール [集合場所: 中央バス札幌ターミナル1階待合室 集合時間: 7時45分]	食事
①	札幌ターミナル(8:00発)=<高速>=函館ひろめ荘[昼食約50分]= =大船遺跡[見学30分]=函館市縄文文化交流センター・垣ノ島遺跡[見学2時間] =(18:15頃)函館	朝:x 昼:○ 夕:x
②	函館(8:30発)=函館山砲台跡[千畳敷コース・案内付き見学[約3時間]]= =(昼食はバス車内でお弁当になります。)= =金森赤レンガ倉庫群[買物約30分]=<高速>=(19:00頃)札幌	朝:○ 昼:○ 夕:x

※ 赤字は入場観光地、青字は下車観光地となります。

- ※ 天候や道路状況、見学先の都合等の理由により、到着時間や行程内容が変更となる場合がございます。
- ※ 当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりません。
- ※ バス車内は禁煙とさせて頂きます。
- ※ バス座席割は、当社できめさせて頂きます。また他のグループの方と相席となる場合がございます。
- ※ 砲台跡の見学はスニーカーなどの歩きやすい靴でご参加お願い致します



旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス㈱(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)申込金(お1人様)

旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円

6万円未満 12,000円

10万円未満 20,000円

15万円未満 30,000円

15万円以上 旅行代金の20%

●団体グループ割引について

(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者に有しているとみなします。

(2)契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことになればならない債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5)当社は契約責任者が団体・グループに対して現に負い、または将来負うことになればならない債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(6)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのばって13日目にあたる日より前(お申込みが間違った場合は当社が指定する日程まで)にお支払い下さい。

また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金・取消料、追加諸費用などお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用料はお客様の申し出がない限り、お客様の負担となります。

●旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方は

などと代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこども料金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更

当社は、旅行終結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画に従らない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の運送サービスを提供したためにやむを得ないときは、お客様があらかじめ迷わかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はいつでもやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施にによる費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対する取扱料、契約料その他の支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。

●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます

①契約内容の重要な変更が行われたとき
②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき

⑤当社が旅行契約の履行に必要な手配を怠ることによって、旅行実施が不可能となつたとき

⑥当社により旅行契約の解除及び催行中止

⑦お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

⑧当社の購入すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

⑨当社により旅行契約の解除及び催行中止

⑩お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

⑪当社がお客様に対して迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき

⑫お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき

⑬お客様が当社が契約書面に記載した最小催行人員に満たないとき

⑭この場合は旅行開始日の前日から

起算してかかる日付で13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知

⑮お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき

⑯お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき

⑰お客様が当社が契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、またはその恐れが極めて大きいとき

⑱旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合による一部利用されなくとも原則として払戻致しません。(ゴースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

⑲添乗員等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するため必要な業務とさせて頂きます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

(2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかるわざず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は倍額)で賠償致します。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行旅行代金を支払われないとき、当社は旅行契約を解除することを認めます。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

①当社の購入すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

②お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき

③お客様が当社が契約書面に記載した最小催行人員に満たないとき

④この場合は旅行開始日の前日から

起算してかかる日付で13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知

⑤お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき

⑥お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき

⑦お客様が当社が契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、またはその恐れが極めて大きいとき

⑧旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合による一部利用されなくとも原則として払戻致しません。(ゴースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

⑨添乗員等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するため必要な業務とさせて頂きます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

⑩旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合による一部利用されなくとも原則として払戻致しません。(ゴースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

⑪旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い

⑫旅行代金の返却

⑬旅行代金の支払い

⑭旅行代金の支払い

⑮旅行代金の支払い

⑯旅行代金の支払い

⑰旅行代金の支払い

⑱旅行代金の支払い

⑲旅行代金の支払い

⑳旅行代金の支払い

㉑旅行代金の支払い

㉒旅行代金の支払い

㉓旅行代金の支払い

㉔旅行代金の支払い

㉕旅行代金の支払い

㉖旅行代金の支払い

㉗旅行代金の支払い

㉘旅行代金の支払い

㉙旅行代金の支払い

㉚旅行代金の支払い

㉛旅行代金の支払い

㉜旅行代金の支払い

㉝旅行代金の支払い

㉞旅行代金の支払い

㉟旅行代金の支払い

㉟旅行代金の支払い